

産業労働部指名業者選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 産業労働部所管の業務の執行に当たり、業者の適正な選定を図るため、産業労働部に指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、副部長以上の職の決裁を要する執行伺い又は支出負担行為に該当する事案（業務の性格上、契約の相手方が特定される場合を除く。）の契約の方法及び契約の相手方となり得る業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 委員会は、前項に定める事案の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

3 前2項の審査は、課所長の内申に基づいて行う。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 産業労働部長

副委員長 産業政策局長、地域経済・観光局長、雇用労働局長

委員 産業労働政策課長

2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち提案事案を担当する者がその職務を代行する。

(運営)

第4条 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員の代理の者が、会議に出席することはできない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員等は、委員会内容及び職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

産業労働部指名業者選定委員会要綱

(議事録)

第7条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、産業労働政策課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 委員会に提出された資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 委員会に提出された資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業労働部産業労働政策課に置く。

(本庁各課及び地域機関の委員会の組織等)

第9条 本庁各課及び各地域機関の長の決裁を要する執行伺い又は支出負担行為に該当する事案の契約の方法及び契約の相手方となり得る業者の選定についても、この要綱に準じた措置を講ずるものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

産業労働部指名業者選定委員会要綱

附 則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。